

◆道路運送法の改正◆

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度※について、次のとおり改正されました。

- ▶ 従来は、地域公共交通会議で協議されていましたが、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、別の協議会（運賃協議会）を設置し、運賃を定めようとする事業者のみが協議に参加することとなりました。（道路運送法第9条第4項）
- ▶ また、協議会（運賃協議会）の開催に当たっては、事前に公聴会の開催など住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないこととなりました。（道路運送法第9条第5項）

※「協議運賃制度」とは

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、当該運賃等について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出（30日前）で足りるとする制度。

◆改正道路運送法（昭和26年法律第183号）（抜粋）◆

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条（略）

2・3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6・7（略）

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一 市町村又は都道府県

二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者

三 地方運輸局長

四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者